

令和8年度高松市美術館エントランスホール利用者募集

高松市美術館では、開放感のあるエントランスホールを活用して、市民の皆さまにより気軽に、コンサートやダンスなどのパフォーマンスを楽しんでいただけるよう、公演等を開催する一般団体を募集します。

【 会 場 】	高松市美術館 1階 エントランスホール
【 公 演 日 】	① 令和8年4月11日(土) ② 令和8年6月20日(土) ③ 令和8年6月27日(土) ④ 令和8年7月5日(日) ⑤ 令和8年9月27日(日) ⑥ 令和8年12月6日(日) ⑦ 令和8年12月12日(土) ⑧ 令和9年3月21日(日)
【 公 演 内 容 】	楽器演奏、ダンス、演劇など 文化芸術に関する表現活動
【 対 象 者 】	県内で活動している文化芸術等の団体(45～60分程度の公演ができること)
【 募 集 数 】	1日当たり1団体まで ※複数の日程に応募される場合は、希望する順番を明記してください。
【 利 用 料 金 】	無料 ※ただし、エントランスホール以外の施設や設備は一部有料です。
【 申 込 方 法 】	利用申請書(別添様式)を高松市美術館へ提出してください。
【 募 集 期 間 】	令和7年11月1日(土)から11月30日(日)まで
【 結 果 通 知 】	書類選考を行い、12月21日(日)までに結果をお知らせします。 ※必要に応じて、申請者に問い合わせを行う場合があります。
【 注 意 事 項 】 【別紙1】(その他)もあわせてご確認ください	●市民に気軽に芸術を楽しんでもらうという事業の趣旨から、無料公演のほうが、審査上の加点があります。 ●有料公演の場合は、美術館閉館後の夜間開催限定となります。 なお、閉館作業に支障が出るため、18:00以降の開演としてください。 ●有料の施設・設備には、次のようなものがあります。 (例)講堂(控室として使用可能)、グランドピアノ、MC用マイク等 ●ホワイエ(講堂の前室)又はピアノだけの使用でも、講堂の一般貸出ができなくなるため、併せて講堂の料金が発生します。ご了承ください。 ●多くの団体等に開催機会を提供するため、原則3年連続の開催は認めません。 ●都合により、開催の中止や内容の変更等をお願いする場合があります。
【申込・問合せ先】	高松市美術館 業務第二係 ※休館日:月曜日(祝日の場合は翌平日) 〒760-0027 高松市紺屋町 10 番地 4 TEL 087-823-1711 / FAX 087-851-7250 メール bijyutsu@city.takamatsu.lg.jp

【エントランスホール概要】

- ・ 定 員 コンサート利用の場合はイス 100～160 席程度
- ・ 面 積 約 502 m²
- ・ 天 井 高 約 10m
- ・ 床 材 花崗石(ワックス仕上げ)
- ・ そ の 他 ホールの中央に作品(ナガレバチ)があるため、移動に制限があります。

【公演内容について】

質の高い文化芸術活動で、その内容が美術館で行うことが適切であり、かつ来館者の美術鑑賞の妨げにならないこと。

【公演準備について】

- ア 利用決定後に、公演の詳細について美術館と打ち合わせること。
- イ リハーサルの日時や場所については、美術館と相談の上、決定すること。
なお、リハーサル時も講堂利用料等が発生する場合がある。
- ウ ピアノ以外の楽器、譜面台、衣装、小道具等は利用団体が用意すること。
- エ 会場の設営は、美術館職員の指示に従って、利用団体が行うこと。
- オ 美術館は費用を一切負担しない。
- カ 公演についての広報(チラシ作成や各種メディアの掲載依頼等)及び問い合わせへの対応は、利用団体で行うこと。なお、美術館はプレスリリース及びホームページ掲載のみを行う。

【その他の注意事項等】

●公演計画時に確認すること

- ア エントランスホール利用は、原則、高松市美術館の開館時間内に行うこと。ただし、美術館が特別に認めた場合に限り、午後9時(撤収作業を含む。)まで延長することができる。
- イ 美術館の開館時間内に開催する場合は、入場料を無料とすること。
- ウ 美術館の開館時間内に開催する場合は、音量に配慮し、展示室内への影響を最小限に抑えること。
- エ 美術館の運営上、使用当日のホールの状況等が申込時と変わることがあるため、事前に確認しておくこと。
- オ 冷暖房使用時は大きめの空調音がするので、事前に確認しておくこと。
- カ 搬入・搬出時など美術作品又は館内の備品等を損傷する可能性がある場合は、必要に応じて利用団体が美術館用の損害責任保険にあらかじめ加入すること。
- キ 公演の実施に伴い関係機関との連絡・調整が必要な場合は、全て利用団体が行うこと。
- ク 音楽著作権使用の場合は、利用団体が社団法人日本音楽著作権協会に届出を行い、所定の使用料を支払うこと。

●公演当日の運営について

- ア 椅子(100～160脚程度)は無償で貸与するが、レイアウトは美術館の運営に支障がないか等、あらかじめ美術館職員の承認を得ること。また、椅子の設置・撤去は、全て利用団体の責任で行うこと。
- イ ピアノの調律について、公演に際して必要な場合は利用団体にて行うこと。
(美術館は定期的の実施)
- ウ 許可なく物品の販売やチラシの配布等を行わないこと。
- エ エントランスホールでの飲食は一切しないこと。
- オ 開催中の事故などは、全て利用団体が責任を負うこと。
- カ 施設利用者の安全を確保するため、避難誘導担当をあらかじめ指定しておくこと。
- キ 搬入搬出以外での駐車スペースは確保できないため、美術館地下駐車場(美術館利用による割引無し)又は近隣の駐車場を利用すること。